

YKK AP グリーン調達ガイドライン

第 4.3 版



2018年9月発行
2024年4月改訂
YKK AP 株式会社

【目次】

ガイドラインの構成

1. YKK AP の環境への取り組み

- (1) 環境経営方針
- (2) 環境方針

2. グリーン調達基本方針

3. グリーン調達ガイドライン

- (1) 目的、適用範囲
 - ① 目的 ② 適用範囲
- (2) グリーン調達の基本的な考え方
 - ① 納入物品の環境負荷低減への取り組み
 - ② 事業活動における環境負荷低減への取り組み
 - ③ 当社とお取引先様との環境への取り組み成果の共有
 - ④ 更なるサプライチェーン上流への環境負荷低減の働きかけ

4. グリーン調達基準

- (1) 対象とするお取引先様
- (2) 求められる項目
 - ① 環境コンプライアンスの順守 ② 環境マネジメントシステムの構築 ③ 化学物質の管理
 - ④ 温室効果ガス排出量の削減 ⑤ 資源循環、廃棄物の削減 ⑥ 生物多様性、水資源の保全

5. ガイドラインの運用

- (1) 運用の考え方
- (2) 運用方法
 - ① 調査項目 ② 調査頻度 ③ 調査方法 ④ 現地確認 ⑤ 評価並びに調査結果の取り扱い

6. ガイドラインの発効、改訂

- (1) ガイドラインの発効日
- (2) ガイドラインの改訂

7. 改訂履歴

<別紙>

- ・様式1 環境保全に関する取り組み調査票
- ・YKK AP 化学物質管理指針

ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の内容で構成されています。

- ・YKK AP の環境経営

1994年9月に制定したYKKグループ環境宣言のもと、当社が目指す環境への取り組みの考え方(方針、行動指針、目標)を記載しています。

- ・グリーン調達基本方針

当社のグリーン調達における考え方とお取引先様に対してお願いしたい事項を記載しています。

- ・グリーン調達基準

当社とお取引先様がともに持続可能な社会構築に向けて、環境への取り組みをレベルアップしていくために必要な到達目標を共有するために、グリーン調達の対象範囲、具体的な管理項目を記載しています。

1. YKK AP の環境への取り組み

近年、地球温暖化や気候変動リスク等、地球環境問題と事業活動の間には関わりが深い課題が多くあります。これらの環境問題を解決し、良好な環境を維持していくためには、企業は包括的、主体的に意思決定し実行することが重要です。

YKK AP では4年ごとに中期経営計画を立案しており、事業と密着した環境への取り組みを展開することで、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

(1) 環境経営方針

YKK AP は、トップメッセージである「環境経営方針」を策定しています。

以下の方針のもと、2024年までの中期環境政策に取り組んでいきます。

YKK AP環境経営方針

ライフサイクルの全ての段階で環境価値を創出 ～人と自然が共生する未来へ～

YKK APは、次世代に対してより良い社会・環境をつくるために、
技術革新による新しい価値の創造、環境負荷ゼロに挑戦します。

- バリューチェーン全体で環境課題解決への貢献と環境負荷低減に取り組みます。
- 環境課題として、気候変動、資源循環、水、生物多様性に取り組みます。
- 多様な人材を基盤とし、未来を見据えて新たな環境価値創出に取り組みます。

YKK AP環境政策委員長
YKK AP株式会社 代表取締役社長
魚津 彰

(2)環境方針

当社は、環境経営方針を受けて、事業活動の全ての分野において環境政策を継続的に推進し、「新しい価値の創造」と「社会への環境負荷を最小化」することで、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

この環境経営方針のもと、2050年のあるべき姿として、事業活動におけるライフサイクル全体を通して“環境負荷ゼロ”の実現を掲げ、この達成に向けて取り組んでいきます。

YKK AP 環境方針

YKK APは、環境経営方針を受けて、環境マネジメントシステムを継続的に改善しながら、ライフサイクルの全ての段階で環境価値を創出するとともに、環境負荷ゼロに向けたグローバルな環境負荷低減活動を実践します。

特に、以下の4つの環境課題について、目標を設定し、その達成に向けて行動します。

気候変動	温室効果ガス削減に寄与する商品や気候変動対策商品を積極的に開発・販売します。また、事業活動やバリューチェーンからの温室効果ガス排出ゼロに向けて、効率的なエネルギー使用と再生可能エネルギーの導入を推進します。	13 気候変動に 具体的な対策を
資源循環	資源投入量を最小化するために、材料の社内外循環利用と包装資材の削減に取り組みます。また、事業活動における廃棄物排出量の最小化に向け、分別の徹底と有価物化を進めます。	12 つくる責任 つかう責任
水	水の持続的利用に向け、事業活動における水の循環利用や排水の環境負荷低減に取り組めます。	6 安全な水とトイレ を世界中に
生物多様性	自然と共生し、地域・社会に貢献する人材の育成と全員参加型環境活動を実践します。	15 陸の豊かさも 守ろう

2024年4月1日
YKK AP株式会社 環境委員会 委員長
茂角 広章

2. グリーン調達基本方針

以下の「YKK APグリーン調達基本方針」に基づき、環境に配慮された資材を環境配慮企業から優先的に購入する「グリーン調達」の取り組みを推進していきます。

<YKK APグリーン調達基本方針>

YKK AP環境経営方針に基づき、環境に配慮した材料・部品等の資材を環境配慮企業(環境に前向きに取り組んでいる企業)から購入することにより、事業活動全体の環境負荷低減を図るとともに、環境配慮型商品の開発・提供を推進し、低炭素・循環型社会の実現に貢献します。

3. グリーン調達ガイドライン

(1) 目的、適用範囲

① 目的

当社のグリーン調達ガイドラインは、当社が地球環境への負荷が低い資材を調達し、持続可能な社会に寄与する商品とモノづくりを推進するため、お取引先様に当社のグリーン調達方針と基準を開示し、要請事項を順守いただくことを目的としています。

② 適用範囲

本ガイドラインは、お取引先様から当社に納入されるもののうち、以下に該当する物品の調達活動に適用されます。

・「資材等」

以下に示す「製品・半製品」、「部品・副資材」、「原材料」、「包装資材」、「機械・電気設備」、「金型」を指す。

「製品・半製品」：当社が製品の製造に使用する半製品、当社が購入あるいは設計・製造を委託した完成製品、およびそれらに順ずるもの。

「部品・副資材」：当社が製品の製造に使用する部品、構成材料等。

「原材料」：当社が製品の製造に使用する金属材料、樹脂材料、塗料、薬品等の単一あるいは複合された材料。

「包装資材」：「製品・半製品」、「部品・副資材」、「原材料」を包装する材料およびそれらの納入業者が輸送・保護のために用いる包装材料。

「機械・電気設備」、「金型」：当社が製品の製造に使用するためにお取引先様から納入する機械・電気設備および金型。

・「物流」

当社に納入される「資材等」の輸配送に関わる交通手段。

(2) グリーン調達の基本となる考え方

当社は、前述のグリーン調達基本方針に賛同いただき、以下に掲げる取り組みを行っていただけるお取引先様から優先的に材料・部品等の資材を調達することで、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

① 納入物品の環境負荷低減への取り組み

納入物品が、「4. グリーン調達基準 (2) 要請項目」に合致した材料あるいは製作過程により製造されたものであること。

② 事業活動における環境負荷低減への取り組み

お取引先様が、自らの事業活動において環境管理体制の整備、環境マネジメントシステムの構築、環境負荷低減活動等を計画的にかつ発展的に推進されていること。

③ 当社とお取引先様との環境への取り組み成果の共有

当社とお取引先様の双方が、お互いの事業活動における環境への取り組みならびに資材の調達等に関する環境配慮事項を理解し、環境負荷低減とコスト合理化の活動をともに実践し、成果を共有すること。

④ 更なるサプライチェーン上流への環境負荷低減の働きかけ

本ガイドラインの要請項目をサプライチェーン全体に広めるため、お取引先様が更なる上流のお取引先様へも働きかけを行うこと。

4. グリーン調達基準

(1) 対象とするお取引先様

「3. グリーン調達ガイドライン (1)目的、適用範囲 ②適用範囲」で定める資材等を、当社へ納入いただくお取引先様を対象とします。

(2) 求められる項目

お取引先様へお願いする環境への取り組みは、納入いただく資材等によって異なります。以下の一覧に基づき、ご対応をお願いします。

■ 要請項目一覧	納入物品		
	製品・半製品 部品・副資材 原材料 包装資材	機械・電気設備 金型	物流
①環境コンプライアンスの順守	○	○	○
②環境マネジメントシステムの構築	○	○	○
③化学物質の管理	○	△	—
④温室効果ガス排出量の削減	○	○	○
⑤資源循環、廃棄物の削減	○	○	○
⑥生物多様性、水資源の保全	○	○	○

○: 対象項目
△: 化学物質が製品に飛散・付着する可能性がある場合、対象項目
—: 任意項目(対象外)

①環境コンプライアンスの順守

- ・お取引先様自身の順法を確認していること。
- ・お取引先様の上流のお取引先様へ順法を要請していること。

②環境マネジメントシステムの構築

- ・環境マネジメントシステムの構築・維持・向上に積極的に取り組んでいること。
- ・「ISO14001」などの第三者認証等を取得していること。

③化学物質の管理

(納入物品)

- ・最新の「YKK AP 化学物質管理指針」を順守していること。
- ・納入した資材に禁止物質が含有し、または製造工程において禁止物質が使用されたことが分かった場合には、速やかに当社に通知し、双方協議のうえ対応処置を行うこと。
- ・当社に製造条件(材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等)変更時の事前連絡を行うこと。

④温室効果ガス排出量の削減

(納入物品)

- ・当社に対して、温室効果ガス(以下、GHG: Greenhouse Gas)排出量削減効果の高い資材等を提案していただくこと。

「GHG 排出量削減効果の高い資材等」とは

- ・当社の製品に採用された際、製品の省エネルギーに寄与する資材等
- ・当社の製造段階で、GHG 排出量削減に寄与する資材等

(事業活動)

- ・お取引先様自身の GHG 排出量を把握し、継続的に改善していること。

(更なる上流のお取引先様への要請)

- ・お取引先様の上流のお取引先様へ GHG 排出量削減を要請していること。

(GHG 排出量の報告)

- ・当社のサプライチェーン全体での GHG 排出量の把握と削減を推進するため、お取引先様自身の GHG 排出量実績の算出と提出をお願いすることがあります。
- ・当社が物流を委託しているお取引先様に、GHG 排出量の低減への取り組み及びその報告をお願いすることがあります。

⑤資源循環、廃棄物の削減

(納入物品)

- ・当社に対して、資源循環・廃棄物削減効果の高い資材等を提案していただくこと。

「資源循環・廃棄物削減効果の高い資材等」とは

- ・当社の投入資源の削減に寄与する資材等
- ・当社の再生資源の活用拡大に寄与する資材等
- ・当社の製品輸送のための包装資材のリユース化に寄与する資材・取り組み
- ・当社拠点での廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材・取り組み
(資材の納入者が輸送・保護に用いる包装資材のリユース化等を含む)

(事業活動)

- ・お取引先様自身の廃棄物排出量を把握し、排出量削減に向けて継続的に改善していること。

(更なる上流のお取引先様への要請)

- ・お取引先様の上流のお取引先様へ廃棄物排出量の削減を要請していること。

⑥生物多様性、水資源の保全

(納入物品)

- ・当社に対して、生物多様性に寄与もしくは水資源循環に寄与する資材等を提案していただくこと。

「生物多様性に寄与する資材等」とは

- ・適切に管理された森林の産出木材を原料とする資材等(例:FSC 認証材)
- ・当社の生物多様性保全に寄与する資材等(例:緑化資材)

「水資源循環に寄与する資材等」とは

- ・当社の水使用量削減(水循環使用等)に寄与する資材等

(事業活動)

- ・お取引先様自身の生物多様性保全を実施し、保全に向けて継続的に改善していること。
- ・お取引先様自身の水使用量を把握し、水使用量削減に向けて継続的に改善していること。
- ・お取引先様自身の工場排水を管理し(リスク対応含む)、工場排水管理について継続的に改善していること。

(更なる上流のお取引先様への要請)

- ・お取引先様の上流のお取引先様へ生物多様性保全・水使用量削減・工場排水管理を要請していること。

(木材・木材等)

- ・林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(2017年5月20施行)」の対象とする木材・木材等(以下、対象木材・木材等)については、法に準拠、あるいは準拠に向け取り組んでいること。
- ・対象木材・木材等については、当社に対して、合法性の確認を行った旨および合法性の確認ができた旨、または法に基づく登録、認証又は認定を受けている場合にはその旨記載した書類(納品書など)を提出すること。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

5. ガイドラインの運用

(1) 運用の考え方

本ガイドラインの要請事項の順守状況については、必要に応じて当社から調査等により確認します。

関連する法規制等の変更、追加や顧客要求などにより、本ガイドラインの要請事項と異なるお願いをする場合があります。その際は、速やかにお取引先様へご連絡しますので、当社からの要請に応じた対応をお願いします。

(2) 運用方法

① 調査項目

以下の調査票に記載された内容について調査を行います。

- ・環境保全に関する取り組み調査票(様式1)
- ・環境負荷物質含有調査票(様式2)

② 調査頻度

(新規取引開始時)

- ・様式1ならびに様式2の提出をお願いします。

(新規の納入物品発生時、または納入物品の仕様、材料等変更時)

- ・様式2の提出をお願いします。

③ 調査方法

各お取引先様へ当社より調査票を送付します。指定した期日までに記入の上、当社へ返送ください。

④ 現地確認

当社が必要と判断した際には、お取引先様の現地確認を実施させていただくことがあります。

⑤ 評価ならびに調査結果の取り扱い

評価結果については、取引先選定の参考とし、評価が高いお取引先様を優先的に検討させていただきます。また、お取引先様の調査結果等は当社内でのみ使用し、外部に公表することはありません。

6. ガイドラインの発効、改訂

(1) ガイドラインの発効日

本ガイドライン改訂時を発効日とします。改訂時には、速やかにお取引先様へ連絡します。

(2) ガイドラインの改訂

本ガイドライン(様式含む)は、以下の事項により改訂することがあります。

- ・法律の制定・改正
- ・お客様の要請・要望
- ・環境問題に関する社会情勢の変化
- ・スタンダード規格(ISO、JIS等)の変更
- ・お取引先様との協議
- ・その他、改訂が必要になったとき

以上

7. 改訂履歴

制定：2004年4月 第1版

改訂：

改訂日	版	改訂後	
		改訂箇所	改訂内容
2005年8月	第2版		
2015年2月	第3版	全体	・第2版からの大幅改訂
2018年9月	第4版	はじめに	・第5次中期経営計画(2017～2020年度)に合致した内容に修正
		1.YKK AP の環境への取り組み	・(第3版)「1.YKKAP の環境経営」から表題修正 ・第5次中期経営計画(2017～2020年度)に合致した内容に修正
		3.グリーン調達ガイドライン	・(第3版)「(3)お取引先様に求められる環境取り組みにおける考え方」を削除
		4.グリーン調達基準	・要請項目追加 ・世界情勢と環境法規制の改正に合致した内容に修正
		5.ガイドラインの運用 ②調査頻度	・(第3版)「定期調査」と「不定期調査」を削除 ・「新規取引開始時」と「新規の納入物品発生時、または納入物品の仕様、材料等変更時」を追加
		5.ガイドラインの運用 ④現地確認	・新規追加
2021年7月	第4.1版	1.YKK AP の環境への取り組み	・(1)環境経営方針、(2)環境方針を第6次中期のものに変更 ・(3)環境行動指針、(4)環境目標削除
2023年4月	第4.2版	1.YKK AP の環境への取り組み	・(1)環境経営方針、(2)環境方針を変更
2024年4月	第4.3版	1.YKK AP の環境への取り組み	・(2)環境方針を変更